

第4回 福岡市バリアフリー整備研究会

日時：平成26年8月21日（木）午後3時～5時

場所：福岡ビル9階 第5ホール

次 第

1 開会

2 議題

(1) 施設整備マニュアル改訂（案）について

(2) 施設利用者へのヒアリングなどの実施について

〈施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）作成に向けて〉

3 その他

4 閉会

【配布資料】

座席表

福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱

資料1 マニュアル改訂の主な内容

資料2 施設整備マニュアル改訂（案）

-1 1. 概要編～2. 設計編（案）

-2 コラム見直し（案）

-3 3. 技術的資料見直し及び巻末構成（案）

資料3 施設利用者へのヒアリングなどの実施について

〈施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）作成に向けて〉

参考資料1 施設管理者向けバリアフリー改修の手引（仮称）【構成素案】

参考資料2 第3回福岡市バリアフリー整備研究会 議事録

福岡市バリアフリー整備研究会設置要綱

(平成 25 年 11 月改訂)

(目的)

第 1 条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や利用がしやすいよう、公共的利用部分を有する建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの施設（以下「都市的施設」という。）のバリアフリー整備に関する基準等について専門的、技術的な観点から研究などを行うため、「福岡市バリアフリー整備研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

なお、本研究会は福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱第 7 条に基づき同協議会の関連機関としての位置づけを持つ。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について研究、協議及び意見交換を行う。

- (1) 都市的施設のバリアフリー整備に関すること。
- (2) 福岡市福祉のまちづくり条例第 25 条の整備基準等に関すること。
- (3) 福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第 3 条 研究会は、別表第 1 に掲げる専門分野の委員で構成する。

2 委員の任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 会議を非公開とした場合、その会議において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第 7 条 研究会の事務局は、福岡市保健福祉局総務部政策推進課に置く。

(報告)

第 8 条 研究会の協議内容等については、必要に応じて福岡市バリアフリー推進協議会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

〈別表第1〉

福岡市バリアフリー整備研究会 委員構成

平成 26 年 8 月 21 日現在

	分野	氏名	所属等
学識経験者	建築	たけした 竹下 てるかず 輝和	九州大学 名誉教授
	建築	むらかみ 村上 よしとも 良知	熊本県立大学 名誉教授
	土木	とい 外井 さとし 哲志	九州大学大学院 工学研究院 准教授
	視覚記号	さとう 佐藤 まさる 優	九州大学 副学長 九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
	社会福祉	きざき 鬼崎 のぶよし 信好	久留米大学 文学部 教授
	情報デザイン	さだむら 定村 としみつ 俊満	NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長
専門家	視能訓練	やまだ 山田 としお 敏夫	公益社団法人 日本視能訓練士協会 健診業務委員会 委員長
	理学・作業療法	まつの 松野 こうじ 浩二	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団 心身障がい福祉センター
利用者	障がい者団体 関係者	おかだ 岡田 まさよし 正義	NPO 法人 福岡市障害者関係団体協議会
	高齢者団体 関係者	きうち 木内 じゅんこ 潤子	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長